

一般海域における
占用公募制度の運用指針

令和元年6月策定

令和4年10月改訂

令和7年1月改訂

経済産業省 資源エネルギー庁
国土交通省 港湾局

目次

第1章 総則	1
1. 本運用指針の位置付け	1
2. 用語の定義	2
第2章 公募	3
1. 公募占用指針の策定、公示等（本法第13条）	3
(1) 公募占用指針の策定の概要	3
(2) 公募占用指針に定めるべき事項（本法第13条第2項各号）	4
1) 発電設備に係る対象区分等（本法第13条第2項第1号）	4
2) 促進区域内海域の占用の区域（本法第13条第2項第2号）	4
3) 促進区域内海域の占用の開始の時期（本法第13条第2項第3号）	4
4) 発電設備の出力の量の基準（本法第13条第2項第4号）	4
5) 公募参加者の資格に関する基準（本法第13条第2項第5号）	5
6) 保証金の額その他保証金に関する事項、供給価格上限額、基準価格又は調達価格の額の決定方法、交付期間又は調達期間、再エネ特措法に基づく認定の申請の期限（本法第13条第2項第6号～第10号）	5
7) 港湾に関する事項（本法第13条第2項第11号）	5
8) 発電設備の撤去に関する事項（本法第13条第2項第12号）	5
9) 公募占用計画の認定の有効期間（本法第13条第2項第13号）	6
10) 関係行政機関の長等との調整に関する事項（本法第13条第2項第14号）	6
11) 評価基準（本法第13条第2項第15号）	6
12) 公募の実施に関する事項及びその他必要な事項（本法第13条第2項第16号）	11
(3) 公募占用指針の公示（本法第13条第6項及び第7項）	15
1) 公示	15
2) 公募占用指針の変更又は取消しに伴う公示	15
2. 公募占用計画（本法第14条）	15
(1) 公募占用計画への記載事項（本法第14条第2項）	15
1) 占用の区域及び占用の期間（本法第14条第2項第1号及び第2号）	15
2) 海洋再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期等（本法第14条第2項第3号～第14号）	16
3) その他必要な事項（本法第14条第2項第15号）	19
(2) 公募占用計画の提出期間（本法第14条第4項）	20
第3章 選定事業者の選定、公募占用計画の認定	21
1. 選定事業者の選定（本法第15条）	21
(1) 公募占用計画の審査（本法第15条第1項）	21
1) 公募占用指針との適合性の審査（本法第15条第1項第1号）	21
2) 本法第10条第2項に該当しない計画であることの審査（本法第15条第1項第2号）	21
3) 本法第15条第1項第3号の経済産業省令・国土交通省令への適合性の審査（本法第15条第1項第3号）	22

4)	公募占用計画の提出者の審査（本法第15条第1項第4号）	22
(2)	公募占用計画の評価、選定事業者の選定（本法第15条第2項～第4項）	22
1)	評価（本法第15条第2項）	22
2)	選定及び学識経験者の意見の聴取（本法第15条第3項及び第4項）	22
3)	通知（本法第15条第6項）	24
4)	その他（選定事業者の辞退等）	25
2.	調達価格等の決定及び公募占用計画の認定（本法第16条及び第17条）	25
(1)	基準価格及び交付期間又は調達価格及び調達期間（本法第16条）	25
(2)	公募占用計画の認定（本法第17条第1項）	25
(3)	認定有効期間等の公示（本法第17条第2項）	25
3.	公募占用計画の変更等（本法第18条）	26
(1)	認定公募占用計画の変更（本法第18条第1項）	27
(2)	変更を認める場合の基準（本法第18条第2項）	27
1)	本法第15条第1項第1号～第3号に掲げる基準への適合（本法第18条第2項第1号）	27
2)	公共の利益の増進又はやむを得ない事情（本法第18条第2項第2号）	28
(3)	認定公募占用計画の変更内容の公示（本法第18条第3項）	28
(4)	軽微な変更についての変更の届出（本法第18条第4項）	29
第4章	占用公募を行った場合における占用許可	30
1.	選定事業者及び国土交通大臣の義務（本法第19条）	30
(1)	選定事業者の責務（本法第19条第1項）	30
(2)	占用許可及び占用料（本法第10条第6項及び第19条第2項）	30
1)	占用許可（本法第19条第2項）	30
2)	占用料（本法第10条第6項）	31
(3)	選定事業者以外の占用の禁止（本法第19条第3項）	31
第5章	地位の承継、認定の取消し	32
1.	地位の承継（本法第20条）	32
(1)	選定事業者の一般承継人（本法第20条第1項第1号）	32
(2)	発電設備の所有権等を取得した者（本法第20条第1項第2号）	32
2.	計画の認定の取消し（本法第21条）	33
第6章	罰則	34
1.	罰則（本法第31条及び第32条）	34
第7章	本運用指針の補足	35
1.	運用指針の補足	35
別紙	参加資格	36

第1章 総則

1. 本運用指針の位置付け

- (1) 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号。以下「本法」という。）においては、経済産業大臣及び国土交通大臣が、本法第7条により政府が定める基本方針に基づき、我が国の領海及び内水の海域のうち一定の区域であって、気象、海象その他の自然的条件が適当であること、航路及び港湾の利用、保全及び管理に支障を及ぼすことがないこと、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれることなど一定の基準に適合するものを海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下「促進区域」という。）として指定できることとされている。促進区域の指定後は、当該促進区域において海洋再生可能エネルギー発電事業（以下「発電事業」という。）の長期的、安定的かつ効率的な実施を可能とするために最も適切であると認められる者を公募によって選定することとなる。
- (2) 占用公募制度における法定の手続は以下のとおりである。
- ① 経済産業大臣及び国土交通大臣は、促進区域を指定したときは、促進区域内海域において海洋再生可能エネルギー発電設備（以下「発電設備」という。）の整備を行うことにより発電事業を行うべき者を選定するために、基本方針に即して、公募の実施及び促進区域内海域の占用に関する指針（以下「公募占用指針」という。）を定めなければならない（第13条）。
 - ② 公募に応じて選定事業者となろうとする者は、その設置しようとする発電設備のための促進区域内海域の占用に関する計画（以下「公募占用計画」という。）を作成し、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出しなければならない（第14条）。
 - ③ 経済産業大臣及び国土交通大臣が、提出された公募占用計画を審査・評価し、発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施を可能とするために最も適切であると認められる者を選定事業者として選定する（第15条）。
 - ④ 経済産業大臣及び国土交通大臣は、選定事業者が提出した公募占用計画を認定し、当該計画の概要、有効期間（最大30年間）、促進区域内海域の占用の区域及び占用の期間等を公示しなければならない（第17条）。
- (3) また、公募占用計画の認定を受けた選定事業者に対しては、以下の義務が課せられるとともに、占用にかかる地位が与えられることとなる。
- ① 選定事業者は、認定を受けた公募占用計画（以下「認定公募占用計画」という。）に従って発電設備の設置及び維持管理をしなければならない（第19条第1項）。
 - ② 国土交通大臣は、選定事業者から認定公募占用計画に基づき本法第10条第1項の占用の許可の申請があった場合、当該許可を与えなければならない（第19条第2項）。

③ 選定事業者以外の者は、経済産業大臣及び国土交通大臣により公示された占用の期間内は、公示された促進区域内海域の占用の区域について、占用の許可を申請することができない（第19条第3項）。

(4) 本運用指針は、占有公募制度の具体的な運用方針を記載したものである。

なお、経済産業大臣及び国土交通大臣による促進区域の指定に関する具体的な運用については、別途定める「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン」を参照されたい。

2. 用語の定義

海洋再生可能エネルギー発電設備

本運用指針における発電設備には、洋上風車、洋上変電施設、観測塔のほか、洋上風力発電に係る海底送電線・通信ケーブル（陸上にある変電施設、送電線、通信ケーブル等を含め、事業者が維持し、及び運用するものに限る。）を含めるものとする。

第2章 公募

1. 公募占用指針の策定、公示等（本法第13条）

経済産業大臣及び国土交通大臣は、促進区域を指定したときは、促進区域内海域において発電設備の整備を行うことにより発電事業を行うべき者を公募により選定するために、基本方針に即して、本法第13条の規定に基づき公募占用指針を定めなければならない。

(1) 公募占用指針の策定の概要

本法第13条第1項の規定に基づき、経済産業大臣及び国土交通大臣は、促進区域を指定したときは、促進区域内海域において発電設備の整備を行うことにより発電事業を行うべき者を公募により選定するために、基本方針に即して、公募占用指針を定めなければならない。

また、公募占用指針には、本法第13条第2項各号に基づき、以下の事項について記載することとされている。

- ① 発電設備に係る再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第2条の2第1項に規定する交付対象区分等又は同法第3条第1項に規定する特定調達対象区分等（以下「対象区分等」と総称する。）
- ② 促進区域内海域の占用の区域
- ③ 促進区域内海域の占用の開始の時期
- ④ 発電設備の出力の量の基準
- ⑤ 公募の参加者（以下「公募参加者」という。）の資格に関する基準
- ⑥ 公募参加者が提供すべき保証金の額並びにその提供の方法及び期限その他保証金に関する事項
- ⑦ 供給価格の額の上限額（以下「供給価格上限額」という。）
- ⑧ 公募に基づく再エネ特措法第2条の3第1項に規定する基準価格又は同法第3条第2項に規定する調達価格の額の決定の方法
- ⑨ 対象区分等に係る再エネ特措法第2条の3第1項に規定する交付期間又は同法第3条第2項に規定する調達期間
- ⑩ 再エネ特措法第9条第1項の規定による認定の申請の期限
- ⑪ 港湾に関する事項
- ⑫ 発電設備の撤去に関する事項
- ⑬ 公募占用計画の認定の有効期間
- ⑭ 関係行政機関の長等との調整に関する事項
- ⑮ 選定事業者を選定するための評価の基準（以下「評価基準」という。）
- ⑯ 公募の実施に関する事項その他必要な事項

このうち、①又は④から⑩までの各事項を定めようとするときは、本法第13条第4項に基づき、あらかじめ、調達価格等算定委員会の意見を聴かなければならず、当該意見を尊重した上で定めることとされており、また、⑮の事項を定めようとするときは、本法第13条第5項及び本法施行規則第3条に基づき、あらかじめ、関係都道府県知事と2名以上の学識経験者の意見を聴かなければならないとされている。

(2) 公募占用指針に定めるべき事項（本法第13条第2項各号）

本法第13条第2項各号において公募占用指針に定めなければならない事項を規定している。具体的に記載すべき内容は、以下のとおりとする。

1) 発電設備に係る対象区分等（本法第13条第2項第1号）

公募の対象とする発電設備に係る対象区分等を記載する。これに加えて、促進区域における自然的条件等を踏まえ、「洋上風力発電設備（着床式洋上風力）」又は「洋上風力発電設備（浮体式洋上風力）」などと記載する。なお、対象区分等については、調達価格等算定委員会の意見を聴き、これを尊重して定める。

2) 促進区域内海域の占用の区域（本法第13条第2項第2号）

促進区域内海域の占用の区域をその詳細が明らかとなるよう面積を記載するとともに位置図を添付する。

3) 促進区域内海域の占用の開始の時期（本法第13条第2項第3号）

公募後に選定事業者が発電設備の建設工事に着手し、海域の占用を開始するまでには、発電設備の詳細設計のために必要な調査・調整や、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づく調査・予測・評価及び施設の設計等（以下「各種調整及び調査設計等」と総称する。）を行うことが必要となるため、占用の開始の時期は、各種調整及び調査設計等に要する期間に左右されることとなる。

一般的には、各種調整及び調査設計等に5年程度の期間を要するとみられることから、公募占用指針においては、各種調整に要する期間を考慮し1年程度の余裕をみて、例えば『法第19条第1項に規定する認定公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電設備による占用開始の時期は、公募占用計画の認定から原則6年以内とする。』と記載する。

4) 発電設備の出力の量の基準（本法第13条第2項第4号）

「出力の量の基準」とは、事業者が公募に参加する際に提案可能な発電設備の出力の範囲をいう。その内容については、系統に流す電気の量は系統容量を限度とし

た上で、促進区域の指定時に想定する出力（系統容量¹）から±20%の範囲を参考に、事業者の裁量を認める方向で調達価格等算定委員会の意見を聴き、これを尊重して定める。

5) 公募参加者の資格に関する基準（本法第13条第2項第5号）

「公募参加者の資格に関する基準」は、調達価格等算定委員会の意見を聴き、これを尊重して定める。参加資格の例示は別紙のとおりとする。

6) 保証金の額その他保証金に関する事項、供給価格上限額、基準価格又は調達価格の額の決定方法、交付期間又は調達期間、再エネ特措法に基づく認定の申請の期限（本法第13条第2項第6号～第10号）

保証金の額その他保証金に関する事項、供給価格上限額、基準価格又は調達価格の額の決定方法、交付期間又は調達期間²、再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定の申請期限については、再エネ特措法に基づく入札の事例等を参考にしつつ、調達価格等算定委員会の意見を聴いた上、これを尊重して定める。

7) 港湾に関する事項（本法第13条第2項第11号）

発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関して、促進区域と一体的に利用できる港湾及び当該港湾内のふ頭並びに当該ふ頭の諸元（岸壁水深、岸壁延長、最大耐荷重、面積等）及び利用条件（利用可能期間、貸付料の基礎となる額等）を公募占用指針において明記する。

8) 発電設備の撤去に関する事項（本法第13条第2項第12号）

「発電設備の撤去に関する事項」については、以下の事項に留意し、撤去の考え方を含めた公募占用計画を策定しなければならないことを明記する。

¹ 促進区域の面積に比べて確保された系統が大きい場合はダウンサイジングの必要性等を検討する。

² 本法上、公募占用計画の認定の有効期間は最大 30 年間とされているが、これは、環境アセスメント（4～5 年間程度）と建設作業（2～3 年間程度）、事業実施（20 年間程度）、撤去（2 年間程度）の期間を合わせて、余裕をもたせて設定しているものである。事業実施期間を 20 年間としているのは現行の再エネ特措法における交付期間又は調達期間を前提としたもの。本法においては調達価格等算定委員会の意見も聴いた上で交付期間又は調達期間を定めることとなる。このため、発電事業の実施期間は基本的には 20 年間で想定しているものの、選定事業者が、環境アセスメントや建設作業等を速やかに実施すれば、再エネ特措法における交付期間又は調達期間が現行どおり 20 年間であることを前提としても、発電事業を開始してから 20 年間で経過した後、調達価格又は基準価格の適用を受けずに発電事業を継続することは可能であり、応募の際に、事業実施期間を 20 年間以上（例えば 25 年間）に設定して公募占用計画を作成することも可能である。ただし、一度定めた運転開始期限日を安易に変更することは望ましいものではないため、運転開始期限日を公募占用計画に記載した発電事業の実施時期とし、これを超えた場合は、交付期間又は調達期間を短くする方向で、調達価格等算定委員会の意見も聴いた上で、公募占用指針において交付期間又は調達期間を定めることとなる。

- ① 撤去に当たっては、関係法令を遵守すること
- ② 占用許可期間の終了後又は公募占用計画の提出者が経営破綻した場合に備えた撤去方法や撤去費用の確保に関する方法を示すこと（※）
 - ※ 欧州においては、事業終了時に発電設備を撤去することとしているほか、事業者に対し、政府宛の銀行の保証状の差入れ等の方法により、解体・撤去費用を確保するための措置を講じている。本法の運用に当たっても、選定事業者に対し、第三者による保証など、倒産時を含めて撤去を確実に担保するための方策を義務付けることとする。第三者による保証については、差し入れる保証の額や保証の開始時期等について、海外の事例等を踏まえ、公募占用指針において定める。

9) 公募占用計画の認定の有効期間（本法第13条第2項第13号）

洋上風力発電事業は、長期にわたる運転が想定されるとともに、各種調整及び調査設計等の準備についても一定程度の期間を要することが見込まれるため、当該事業の安定性を確保する観点から、本法第17条第1項の認定の有効期間（以下「認定有効期間」という。）は、本法第13条第3項の規定を踏まえ、原則30年とすることとし、公募占用指針にその旨を明記する。

10) 関係行政機関の長等との調整に関する事項（本法第13条第2項第14号）

洋上風力発電事業の実施のためには、地元関係者等の理解を得る必要がある。その基本となるのは、関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長との調整であり、事業の実施に当たっては、関係法令を遵守するとともに、関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長とよく調整し、理解にずれが生じないように努めることとする旨を公募占用指針に記載する。

11) 評価基準（本法第13条第2項第15号）

評価基準は、以下の方針を原則としつつ、関係都道府県知事及び2名以上の学識経験者の意見を聴取した上で定める。

① 評価基準の基本的な考え方

公募占用計画の評価は、長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実施が可能かという観点から、供給価格と事業実現性に関する要素を総合的に評価することとし、その方法は各項目を独立して評価する加算方式により行うことを基本とする。また、世界的に洋上風力発電事業の収入・費用の変動等の環境変化が生じているところ、強靱な発電事業を組成し、大規模かつ長期間にわたる洋上風力発電に係る電源投資

を確実に完遂することが可能かという観点からも公募占用計画を評価することとする。

なお、供給価格の評価と事業実現性に関する要素の評価の配点は、当面は、1:1とすることとし、実績が蓄えられた段階で、欧州の事例も踏まえ、成熟した事業実現性を前提として、供給価格に重点を置いた配点の見直し等を検討する。

また、供給価格と事業実現性に関する要素については以下のとおり評価することとする。

ア. 供給価格の評価

供給価格は、国民負担を抑制する観点から、FIP制度の適用を前提に市場価格を十分に下回る価格水準（以下「ゼロプレミアム水準」という。）と、平均的な市場価格を前提とした場合にプレミアム収入が発生しないこととなる基準価格の水準（以下「準ゼロプレミアム水準」という。）を設定した上で、供給価格に応じた価格点を与えることとする。

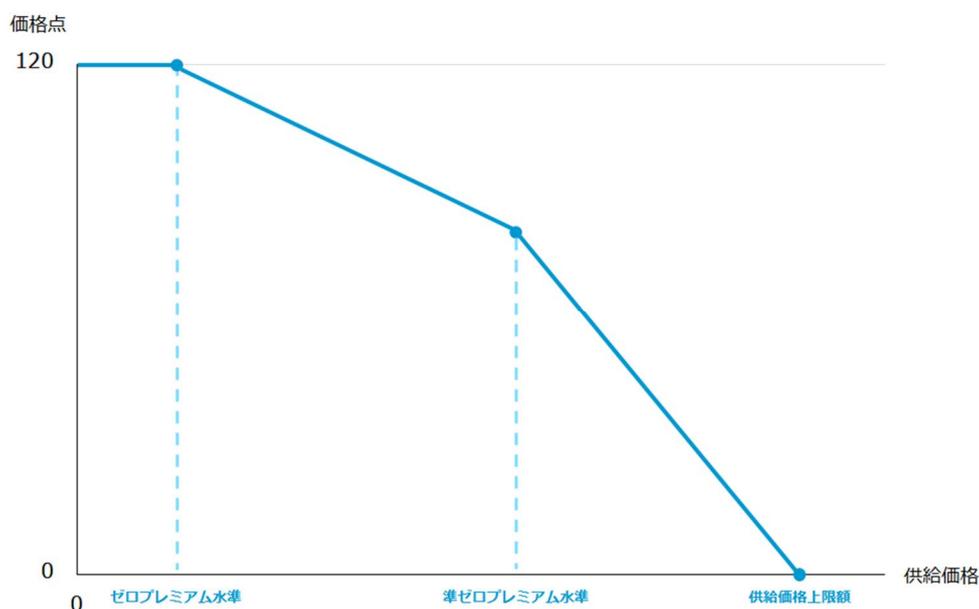
供給価格がゼロプレミアム水準以下の場合は、当該価格点を一律120点とする。なお、ゼロプレミアム水準を設定する場合には、調達価格等算定委員会の意見を聴取し、これを尊重して定める。

準ゼロプレミアム水準は、直近における卸電力取引市場価格の水準を参照して設定することとする。

価格点は、供給価格と価格点からなる座標平面上で、ゼロプレミアム水準（120点）と準ゼロプレミアム水準、準ゼロプレミアム水準と供給価格上限額（※）をそれぞれ直線で結んで得られる関数に従って与えることとする。

※ 準ゼロプレミアム水準及び供給上限額における価格点は、国民負担の抑制、適正な競争環境の確保及び洋上風力発電に係る電源投資の確実な完遂の観点を踏まえて設定することとする。

【供給価格と価格点の関係のイメージ】



イ. 事業実現性に関する要素の評価

事業実現性に関する要素は、(i)事業の実施能力、(ii)地域との調整や地域経済等への波及効果という観点から評価することとする。

事業計画の迅速性評価については今後エネルギーミックス等のエネルギー政策の目標等の状況変化も踏まえつつ、必要に応じて評価の考え方は適宜見直しを検討する。

② 評価項目及び評価方法

各評価項目の具体的な評価の方法は、以下を目安として、地域ごとの特性に応じて公募占用指針において定めることとする。

【事業実現性に関する評価項目（例）】

大項目	中項目	小項目	評価方法の例
事業の実施能力	事業計画の迅速性		・事業実現性が認められる計画の運転開始時期の迅速性を評価
	事業計画の基盤面	事業実施体制・実績	・当該公募事業と親和性のある事業実施実績の有無や適切な事業実施体制が構築されているかを評価
		資金・収支計画	・適切な財務計画となっているかを評価
	事業計画の実行面	運転開始までの	・スケジュール、風車等の配置、設備

		事業計画	構造、施工計画、工事工程の適切性を評価
		運転開始以降の事業計画	・維持管理、撤去の適切性を評価
	電力安定供給		・風車部品等の安定供給や故障時の早期復旧に資するようなハード・ソフトに係るサプライチェーンの強靱性を評価
地域との調整、地域経済等への波及効果	関係行政機関の長等との調整能力		・知事意見を聴取 ・関係行政機関の長等との調整実績を評価
	周辺航路、漁業等との協調・共生		・知事意見を聴取 ・地域や漁業等との協調・共生策の提案内容を評価
	地域経済波及効果		・知事意見を聴取 ・経済波及効果の因子の確からしさや経済波及効果の内容を評価
	国内経済波及効果		・経済波及効果の因子の確からしさや経済波及効果の内容を評価

③ 評価の配点

事業実現性に関する要素の評価の配点については、一定の目安を設けることとし、以下を原則として公募占用指針において定めることとする。

i) 「事業実施能力」と「地域との調整、地域経済等への波及効果」に関する項目の評価の配点

確実な事業実施の観点から事業実施能力は重要な要素である一方で、洋上風力発電を実施する上では、地元の理解を得ることが不可欠である。このことを踏まえ、事業実施能力と地域との調整、地域経済等への波及効果の配点は2:1とする。

ii) 事業実現性に係る各要素の評価の配点

事業の実施能力について、エネルギー政策目標との整合性の観点から事業計画の迅速性を評価する。また、事業計画の信頼性や実現可能性の観点から、計画の根幹に関わる基盤面と計画の実施に関わる実行面に分けて評価する。事業計画の迅速性、基盤面、実行面と電力安定供給の配点については、以下を原則としつつ、公募占用指針において定める。

その他の「地域との調整、地域経済等への波及効果」の各項目については、それぞれが重要であり、これらが合わさって初めて国民や地元理解が得られるものであ

るため、同等に評価する。

【事業実現性に関する評価の配点】

大項目	中項目	小項目
事業の実施能力 (80点)	事業計画の迅速性 (20点)	
	事業計画の基盤面 (20点)	事業実施体制・実績 (6点)
		資金・収支計画 (14点)
	事業計画の実行面 (20点)	運転開始までの事業計画 (16点)
		運転開始以降の事業計画 (4点)
電力安定供給 (20点)		
地域との調整、地域経済等への波及効果 (40点)	関係行政機関の長等との調整能力 (10点)	
	周辺航路、漁業等との協調・共生 (10点)	
	地域経済波及効果 (10点)	
	国内経済波及効果 (10点)	

④ 採点方法

事業実現性に関する要素の評価の採点方法は、以下を原則として公募占用指針において定めることとする。

- i) 5段階の階層（トップランナー、優れている、ミドルランナー、良好、最低限必要なレベル）＋失格を設けて採点する。
- ii) 事業計画の迅速性については、エネルギーミックス等の政策目標と整合的な運転開始時期に関する絶対基準を設定する。その際、選定事業者が迅速性を確保しつつ、確実に事業を実施できるよう考慮した段階評価を、公募占用指針において設定する。また、事業計画の実現性を考慮して評価を行う。
 （「事業計画の基盤面」と「事業計画の実行面」の評価点の合計が満点の5割未満の場合は、迅速性評価点を0点、満点の5割以上の場合には、運転開始時期に応じた点数に「事業計画の基盤面」と「事業計画の実行面」の評価点比率（配点40点に対する比率）を乗じた値を事業計画の迅速性の評価点とする。）

⑤ 評価基準

上記を踏まえ、以下の各階層の評価の考え方を基本的な方針として、公募占用指針において評価項目ごとに階層評価の具体的な基準を定める。

評価区分	評価の基本的な考え方 【事業実施能力関係】 ※事業計画の迅速性を除く	評価の基本的な考え方 【地域調整、波及効果関係】 ※国内経済波及効果を除く
トップランナー	「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が特に優れていると評価され、かつ、公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるなど洋上風力発電事業を確実・効率的に実施するために、特に優れた提案がなされているもの。	関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「トップランナー」と評価すべきと意見があったもの。
優れている	「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、①公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が特に優れていると評価されるもの、②公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもののいずれかを満たすもの。	関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「優れている」と評価すべきと意見があったもの。
ミドルランナー	「良好」を満たすもののうち、洋上風力発電事業を確実・効率的に実施する上で必要な検討が具体的に示されているもの。	関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「ミドルランナー」と評価すべきと意見があったもの。
良好	「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリオに対して具体的かつ有効な対応策が計画され、当該対応策の実現可能性が高いことを確認できる適切な根拠が示されているもの。	関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「良好」と評価すべきと意見があったもの。
最低限必要なレベル	事業計画において最低限満たす必要のある内容を満たしているもの。	関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「最低限必要なレベル」と評価すべきと意見があったもの。
失格	最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。	最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

12) 公募の実施に関する事項及びその他必要な事項（本法第13条第2項第16号）

公募占用計画に記載すべき事項その他公募の実施に当たり必要となる以下の事項等について記載する。

① 公募占用計画に記載すべき事項

後述2.(1)の公募占用計画に記載すべき事項について、公募占用指針に記載する。

② 占用の許可条件

国土交通大臣が促進区域の占用を許可する際には、本法第10条第5項に基づき、国土交通大臣が促進区域内海域の利用若しくは保全又は周辺港湾の機能の維持に必要な限度において、条件を付することができるかとされている。

洋上風力発電施設の設置・運営に当たり占用を許可する際に付する特有の条件として、例えば、次の事項が考えられ、これらについて公募占用指針に記載する。

- ・選定事業者は、発電設備の設置までに協議会の構成員となっている関係漁業者の了解を得ること
- ・選定事業者は、台風後等の流木の発生又は船舶の座礁事故等が発生した場合には、その除去工事にあたって、補償を伴わずに、運転の一時中断に応じること
- ・発電設備の下部工は、港湾法の技術基準対象施設であることから、必要とされる性能に関して港湾法第56条の2の2で定める港湾の施設に関する技術上の基準に適合すること
- ・選定事業者は、発電設備の撤去費用を確保すること 等

③ 提供情報

経済産業大臣及び国土交通大臣が促進区域の指定に係る調査において入手した促進区域の指定の基準に関する情報や他の施策との関係で配慮すべき事項に関する情報等（※）については、公募占用指針等により可能な限り事業者を提供することとする。

※ 促進区域の指定に係る調査において入手した情報の詳細については、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン「第4章 促進区域の指定に係る手続」「5. 区域の状況の詳細な調査」を参照。

このとき、公募の公平性や事業リスクの低減の観点を踏まえ、セントラル方式として独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「JOGMEC」という。）がサイト調査（風況・海底地盤・気象海象）を実施し、その調査結果を、公募占用指針等により、公募に参加しようとする事業者を提供することを基本とする。

セントラル方式としてJOGMECがサイト調査を実施した地域においては、本法に基づく占用公募の結果、JOGMECから調査結果の情報提供を受けた事業者が選定事業者となった場合には、JOGMECは当該選定事業者に対し、当該調査の費用を請求し、当該選定事業者はこれを支払うこととする。

風況、海底地盤及び気象海象については、情報収集に要する時間及びコストを勘案しつつ、当該区域がセントラル方式の対象・対象外の別に応じて、以下の整理に基づき実施した調査結果の情報提供をするものとする。なお、具体的な調査内容及び方法については、区域ごとの実情に応じて検討するとともに、必要に応

じて、公平性、公正性及び透明性の確保に留意しつつ、事業者が保有する情報等の既存の情報を活用する。

ア. セントラル方式のサイト調査（風況・海底地盤・気象海象）の対象となる区域

JOGMECが「セントラル方式としてJOGMECが実施するサイト調査の基本仕様」を踏まえ、対象区域ごとに個別に仕様を決定して現地調査を実施する。

イ. セントラル方式のサイト調査を実施しない区域（セントラル方式の対象外の区域）

- ・当該区域の風況はNeoWins（NEDO洋上風況マップ）上で年平均風速等を確認することとし、現地調査は実施しない。
- ・海底地盤調査は、以下の事項を目安として、有望区域への整理後に国が現地調査を実施する。

（調査項目）

- ・海底形状・底質、海底人工物、海底面下の土層構造等（物理探査）
- ・海上ボーリング等（地質調査）

（調査方法）

- ・地盤ごとのボーリング調査
- ・音波探査等の実測による調査

④ その他必要な事項

ア. 承継される系統の容量とその価格

- ・国が促進区域における合理的な系統接続の方針を整理する「系統確保スキーム」が適用される場合は、公募の対象となる発電出力規模等について、公募占用指針に明記する。
- ・公募の実施に当たり、事業者が確保している系統を活用する場合³は、当該系統に係る契約を事業者間で承継することとなるため、承継すべき系統の容量とその価格を公募占用指針に明記する。

※ 当該価格は承継する者とされる者が、不当に利益を得、又は不当な不利益を被らないように、当該承継に必要な客観的に計算された価格とする。

³ 系統を確保している事業者が当該系統を占用公募のために活用すること（他の事業者が選定された場合は当該事業者が系統を承継すること）を希望している場合、当該系統に係る契約を事業者間で承継することを条件に公募を実施することとなる。なお、公募の結果に従って適切に系統に係る契約を承継しなかった場合は、一定の期間、公募の参加を認めないこととする。

※ 選定事業者が、承継される容量以下で事業を実施する場合も、公募占用指針に記載される承継される系統の容量の全てについて承継を受けることとする。

イ. オプションの付与

- ・公募の検討に当たり、欧州の取組を参考とした一定のオプションを付与する場合⁴には、その旨を明記する。

ウ. 漁業・地域との協調の在り方について

- ・漁業・地域との協調の在り方について、協議会での協議が整った意見のうち公募の条件となる事項については、その内容を公募占用指針に記載する。また、協議会において、選定事業者による漁業影響調査の実施及びその方法について協議し、その内容を公募占用指針に記載する。

エ. 公募占用計画の履行状況の報告について

- ・経済産業大臣及び国土交通大臣は、本法第25条に基づき必要な限度において選定事業者から報告の徴収ができる旨規定されていることを踏まえ、公募占用計画の実施状況を確認するため、選定事業者に対して公募占用計画の履行状況等に関する報告を経済産業大臣及び国土交通大臣に定期的（少なくとも年に1度）に実施させることとし、その旨を公募占用指針に記載する。

オ. 遵守すべき事項について

- ・選定事業者が遵守しなければならないこととして、以下の内容を公募占用指針に記載する。
 - i) 公募の開始から終了までの間は、公募による事業者選定手続の公平性、透明性又は競争性を阻害する態様による地元関係者並びに学識経験者及び専門家等により構成される第三者委員会の委員（以下「地元関係者等」という。）への接触を行わないこと
 - ii) 公募占用指針に記載された事項及び公募占用計画に従って事業を実施すること
 - iii) 当該公募のために自らが確保している系統を活用することを希望した事業者は、他の事業者が選定された場合は速やかに承継し、選定事業者は速やかに承継を受けること。承継は公募占用指針に記載された全ての容量及び価格により実施すること
 - iv) JOGMECがサイト調査（風況・海底地盤・気象海象）を実施した地域において、JOGMECから調査成果の情報提供を受けた選定事業者は、JOGMECに対して調査費用相当額の支払を行うこと

⁴ 例えばドイツでは、先行して調査を実施している事業者が、調査結果を全て国に引き渡すことを条件に、入札において他の事業者が提示した最低価格と同額で事業の実施が可能な場合は当該事業者が落札できることとしている。

- v) 公募占用計画に記載した事項に偽り等がないこと
- vi) 発電事業及び発電設備に係る関係法令を遵守すること

(3) 公募占用指針の公示（本法第13条第6項及び第7項）

1) 公示

経済産業大臣及び国土交通大臣は、公募占用指針を策定した場合には、ホームページへの掲載その他の方法により、遅滞なく、これを公示する。

2) 公募占用指針の変更又は取消しに伴う公示

公示後の公募占用指針の変更又は取消しは、原則として避けるべきであるが、やむを得ない事情がある場合には、変更又は取消しを行うことがあり得る。

公募占用指針の変更又は取消しを行った場合には、ホームページへの掲載その他の方法により、遅滞なく、これを公示する。

2. 公募占用計画（本法第14条）

経済産業大臣及び国土交通大臣は、公募占用指針に従って、公募に応じて選定事業者となろうとする者に対し、公募占用計画の提出を求めるものとする。公募占用計画には、占用の区域及び期間、発電設備の構造、施工計画等（工事や維持管理の方法等）及び財務計画（資金計画、収支計画）に加え、事業実施体制等の記載を求めることとする。

(1) 公募占用計画への記載事項（本法第14条第2項）

経済産業大臣及び国土交通大臣は、公募占用指針に従い、公募に応じて選定事業者になろうとする者に対し、公募占用計画の提出を求めるものとする。公募占用計画には、本法第14条第2項に基づき、次に掲げる事項の記載を求めることとする。

なお、洋上風力発電事業の特性上、事項によっては詳細な内容を示すことは容易ではないものがあると考えられるため、公募段階においては概略を示した資料とすることも可能とするが、公募占用計画が認定された場合にあっては、必要な調査等を実施の上、遅くとも占用許可の申請までには、詳細な内容を示す資料を当該計画の変更申請をもって提出する旨記載するよう求めるものとする。

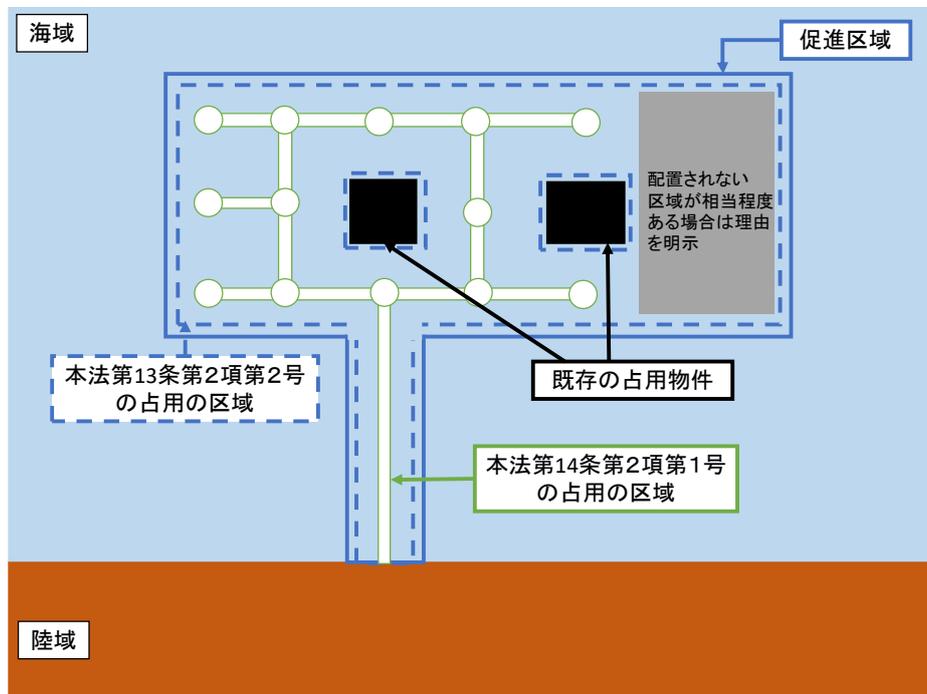
1) 占用の区域及び占用の期間（本法第14条第2項第1号及び第2号）

① 促進区域内海域の占用の区域

公募占用計画における促進区域内海域の占用の区域（本法第14条第2項第1号に規定する占用の区域。この段落において「計画の占用区域」という。）には、現

時点で想定する発電設備の配置場所及び当該配置とする理由の記載を求めるものとする。なお、公募占用指針に定められた発電設備のための促進区域内海域の占有の区域（本法第13条第2項第2号に規定する占有の区域。この段落において「指針の占有区域」という。）は、あくまで発電設備の配置場所とすることができる区域であり、計画の占有区域は、占有の許可の申請が必要となる区域（発電設備と発電設備の一部であるロータの旋回により占有することとなる区域）のみとすべきことに留意が必要である。また、発電設備の配置場所（計画の占有区域）は、指針の占有区域の全域とすることを基本とし、計画の占有区域が指針の占有区域を大きく下回る場合は、その理由について明示するよう求めるものとする。

【本法第14条第2項第1号に基づく占有の区域等のイメージ】



② 促進区域内海域の占有の期間

占有の開始時期及び占有の期間を記載する。なお、占有の期間は公募占有計画の認定有効期間内とすることを求めるものとする。

2) 海洋再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期等（本法第14条第2項第3号～第14号）

① 海洋再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期

一 発電事業の内容、開始時期及びその期間が把握できる資料とする。

※ 本法上、公募占有計画の有効期間は最大30年間とされているが、これは、

環境アセスメント（4～5年間程度）と建設作業（2～3年間程度）、事業実施（20年間程度）、撤去（2年間程度）の期間を合わせて、余裕をもたせて設定しているものである。事業実施期間を20年間としているのは現行の再エネ特措法における交付期間又は調達期間を前提としたもの。本法においては調達価格等算定委員会の意見も聴いた上で交付期間又は調達期間を定めることとなる。このため、発電事業の実施期間は基本的には20年間を想定しているものの、選定事業者が、環境アセスメントや建設作業等を速やかに実施すれば、再エネ特措法における交付期間又は調達期間が現行どおり20年間であることを前提としても、発電事業を開始してから20年間が経過した後、調達価格又は基準価格の適用を受けずに発電事業を継続することは可能であり、応募の際に、事業実施期間を20年間以上（例えば25年間）に設定して公募占用計画を作成することも可能。ただし、一度定めた運転開始期限日を安易に変更することは望ましいものではないため、運転開始期限日を公募占用計画に記載した発電事業の実施時期とし、これを超えた場合は、交付期間又は調達期間を短くする方向で、調達価格等算定委員会の意見も聴いた上で定めることとなる。公募参加者はこれに留意し、事業の開始時期を定める必要がある。

なお、認定有効期間の終了後の占用については、占用許可期間内に選定事業者が洋上風力発電設備を撤去した後、当該促進区域において発電事業を行おうとする事業者を改めて公募することを原則とする。ただし、①当該促進区域を引き続き促進区域として指定することが妥当であること、②当該促進区域において発電事業を行おうとする事業者を再度公募する必要性が認められないこと、かつ、③選定事業者による占用が占用許可審査基準に適合していることの全てに該当する場合、本法第10条第1項に基づく占用許可の更新が認められることがあり得る。

② 発電設備に係る対象区分等

－公募占用指針で示した内容を踏まえた記載を求める。

③ 当該発電設備の構造

－発電設備の構造（標準的な平面図、立面図、断面図、諸元、数量）及び地震、波浪等に関する設計条件の設定方法が把握できる資料とする。

④ 工事实施の方法

－工事の施工計画が把握できる資料とする。

- ⑤ **工事の時期**
 ー工事の工程が把握できる資料とする。
- ⑥ **当該発電設備の出力**
 ー発電設備の出力が把握できる資料とする。
- ⑦ **供給価格**
 ー当該区域において発電事業を実施する際の供給価格を記載する。
- ⑧ **当該発電設備の維持管理の方法**
 ー保守点検・維持管理の方法及び体制が把握できる資料とする。
- ⑨ **当該発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し占用の区域と一体的に利用する港湾に関する事項**
 ー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し、当該促進区域内海域の占用の区域と一体的に利用する港湾の名前、利用スケジュール並びに利用するふ頭の名前及び諸元を記載するとともに、ふ頭の位置図を添付する。
- ⑩ **促進区域内海域の占用の期間が満了した場合その他の事由により促進区域内海域等の占用をしないこととなった場合における当該発電設備の撤去の方法**
 ー撤去方法及び撤去費用の確保に関する方法が把握できる資料とする。
- ⑪ **関係行政機関の長等との調整を行うための体制及び能力に関する事項**
 ー関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長との調整を行うための体制が把握できる資料及び過去の実績等が把握できる資料とする。
- ⑫ **資金計画及び収支計画**
 ー資金計画
 : 事業費、資本金額、出資者、出資比率
 : 借入額、借入の形式、金利、想定する金融機関等
 : 債券を発行する場合はその種類及び発行条件
 ー収支計画
 : キャッシュフロー計算書、損益計算書（風況変動や工期、金融面（インフレや為替、金利）等に関する感度分析シナリオを含む。）
 : 収入に係る計画（売上単価、オフテイカー情報、プレミアム収入（FIP適

用の場合)、設備利用率、発電量予測等)

: 費用に係る計画(調査設計費用、建設費用、資機材調達費用、O&M費用、撤去費用(積立内容を含む。)、占用料、需給調整に伴う費用等)

: 内部収益率 (IRR)

－資金調達の体制

: 資金調達方法、応募企業等の格付け、純資産、金融機関のLOI、金融機関の格付け、金融機関の自己資本比率、融資の実績

3) その他必要な事項(本法第14条第2項第15号)

本法施行規則第4条において掲げる選定事業者となろうとする者の氏名、生年月日等のほか、以下の事項について、公募占用計画への記載及び宣誓書の添付を求めることとする。

ア. 評価基準に係る事項について

本法第13条第2項第15号の基準に基づく評価を実施するに当たり必要な事項について、公募占用計画への記載を求めることとする。

イ. 公募占用計画の履行状況の報告について

経済産業大臣及び国土交通大臣は、本法第25条に基づき必要な限度において選定事業者から報告の徴収ができる旨規定されていることを踏まえ、公募占用計画の実施状況を確認するため、選定事業者に対して公募占用計画の履行状況等に関する報告を経済産業大臣及び国土交通大臣に定期的(少なくとも年に1度)に実施させることとし、報告のタイミング及び実施体制について、公募占用計画への記載を求めることとする。

ウ. 遵守すべき事項について

以下の内容について遵守することの宣誓書の添付を求めることとする。

- i) 公募の開始から終了までの間は、公募による事業者選定手続の公平性、透明性又は競争性を阻害する態様による地元関係者等への接触を行わないこと
- ii) 公募占用指針に記載された事項及び公募占用計画に従って事業を実施すること
- iii) 当該公募のために自らが確保している系統を活用することを希望した事業者は、他の事業者が選定された場合は速やかに承継し、選定事業者は速やかに承継を受けること。承継は公募占用指針に記載された全ての容量及び価格により実施すること

- iv) JOGMECがサイト調査（風況・海底地盤・気象海象）を実施した地域において、JOGMECから調査成果の情報提供を受けた選定事業者は、JOGMECに対して調査費用相当額の支払を行うこと
- v) 公募占用計画に記載した事項に偽り等がないこと
- vi) 当該公募占用計画に係る発電設備と電氣的に接続する電線路を維持し、及び運用する電気事業者から、当該電気事業者がその供給する電気の電圧及び周波数の値を電気事業法（昭和39年法律第170号）第26条第1項（同法第27条の26第1項の規定により準用される同法第26条第1項の規定を含む。）に規定する経済産業省令で定める値に維持するために必要な範囲で、当該再生可能エネルギー発電設備の出力の抑制その他の協力を求められたときは、これに協力すること
- vii) 当該公募占用計画に係る発電設備には、その外部から見やすいように、当該発電設備を用いて発電事業を行おうとする者の氏名又は名称その他の事項について記載した標識を掲げること
- viii) 当該公募占用計画に係る発電設備を用いて発電を開始したときは、当該発電設備の設置に要した費用に関する情報その他の当該発電設備を用いた発電事業の開始に係る情報を経済産業大臣に提供すること
- ix) 当該公募占用計画に係る発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気の量に関する情報及び当該発電設備の運転に要する費用に関する情報その他の当該発電設備を用いた発電事業の実施に関する情報を経済産業大臣に対して提供すること

(2) 公募占用計画の提出期間（本法第14条第4項）

公募占用計画の提出期限は、原則として、公募占用指針を公示した日の翌日から6か月以上の期間をとって設定することを基本とする。提出期限までに経済産業大臣及び国土交通大臣が指定する提出場所に到達しなかった公募占用計画は受理しないこととし、その旨及び提出場所を公募占用指針に記載するものとする。

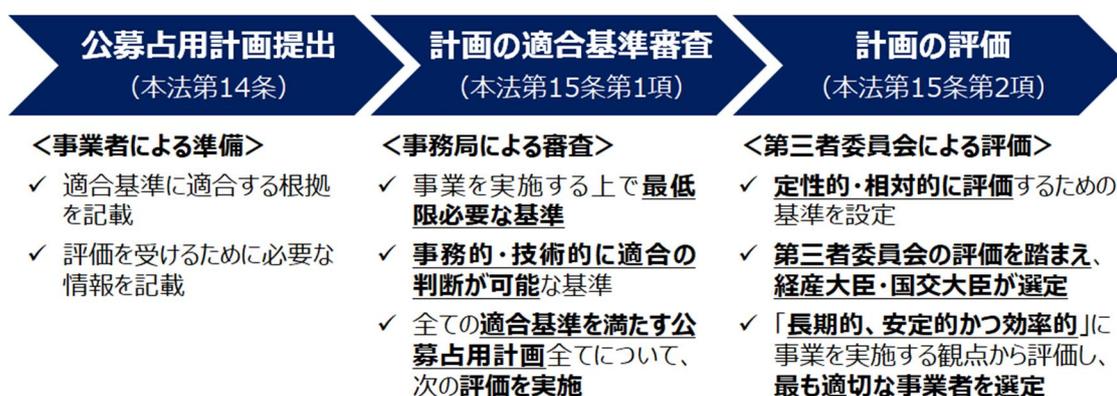
第3章 選定事業者の選定、公募占用計画の認定

1. 選定事業者の選定（本法第15条）

公募による事業者選定は以下の2段階のプロセスで実施する。

- ① 事業者が提出した公募占用計画につき、本法第15条第1項各号に掲げる基準（以下「適合基準」という。）に適合していることを審査する。
- ② 適合基準に適合する全ての公募占用計画について評価基準に従い評価し、「発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施を可能とするために最も適切である」と認められる者を選定する。

【事業者選定手続のイメージ】



(1) 公募占用計画の審査（本法第15条第1項）

経済産業大臣及び国土交通大臣は、選定事業者となろうとする者から公募占用計画が提出されたときは、当該公募占用計画が本法第15条第1項各号の適合基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

適合基準は、発電事業を実施する上で最低限必要な基準（事務的又は技術的に適合の判断が可能な基準）とする。

1) 公募占用指針との適合性の審査（本法第15条第1項第1号）

当該公募占用計画について、供給価格が供給価格上限額以下であることその他公募占用指針に照らし適切なものであることを審査する。具体的には、本法第13条第2項に規定する公募占用指針に定められる各項目について、明らかに公募占用指針の求める事項に合致していない公募占用計画を不適合とする。

2) 本法第10条第2項に該当しない計画であることの審査（本法第15条第

1 項第 2 号)

当該公募占用計画に係る促進区域内海域の占用が本法第10条第2項の許可をしてはならない場合に該当しないものであることを審査する。

具体的には、促進区域内の利用若しくは保全又は周辺港湾の機能の維持に著しく支障を与える可能性のある公募占用計画は不適合とする。

3) 本法第15条第1項第3号の経済産業省令・国土交通省令への適合性の審査
(本法第15条第1項第3号)

発電設備及びその維持管理の方法については、本法施行規則第5条に定める基準に適合することを審査する。

4) 公募占用計画の提出者の審査 (本法第 15 条第 1 項第 4 号)

公募占用計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないことを審査する。原則として、前記「公募参加者に関する基準」に基づき審査する。

(2) 公募占用計画の評価、選定事業者の選定 (本法第 15 条第 2 項～第 4 項)

1) 評価 (本法第 15 条第 2 項)

経済産業大臣及び国土交通大臣は、公募占用計画が適合基準に適合していると認められるときは、その全ての公募占用計画について、公募占用指針に示した評価基準に従って評価を行う。

2) 選定及び学識経験者の意見の聴取 (本法第 15 条第 3 項及び第 4 項)

経済産業大臣及び国土交通大臣は、評価基準に基づく評価に従い、発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施を可能とするために最も適切であると認められる公募占用計画を提出した者を選定事業者として選定する。

経済産業大臣及び国土交通大臣が選定事業者を選定しようとするときは、あらかじめ、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。前記のとおり、評価基準が定性的な基準であることを踏まえ、公募占用計画の評価は、学識経験者及び専門家等により構成される第三者委員会の意見を踏まえて行うこととする。

第三者委員会については、公平かつ公正に運営される必要がある。その審議過程を公開することにより率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれ等があることや、公募占用計画が企業情報を含むこと等から、第三者委員会における審議に関する情報が行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法

律第42号) 第5条第1項第2号イ及びロ並びに同項第5号の規定に該当する場合にあっては、審議過程を非公開とすることとする。ただし、選定が完了した段階で、選定結果及びその理由等については公表するものとする。

また、第三者委員会の委員については、審査内容の口外禁止や選定結果の公表までの間の事業者等との接触報告等の条件を課した上で、事業者選定終了後、公募占用計画を認定する際に併せて委員名を公表する。

評価基準に含まれる事項のうち、地域との共生に関する事項については、地域の代表としての都道府県知事の意見を反映させることが特に重要であるため、経済産業大臣及び国土交通大臣は、都道府県知事の意見を参考聴取し、公募の公平性及び公正性を踏まえつつ合理的な理由とともに都道府県知事の意見が示された場合には、その意見を最大限尊重して評価を実施する。

評価の透明性確保の観点から、本法第13条第5項に基づく公募占用指針に関する関係都道府県知事への意見聴取の際に、都道府県知事が意見を策定するための評価基準を併せて回答いただき、公募占用指針に記載することとする。

なお、都道府県知事意見を策定する際、地域を代表するためには都道府県知事が関係市町村、漁業関係者等の意見を聴取することが重要であるが、その場合には、公募の公平性及び公正性を担保する観点から非公開の場で意見聴取を行うことが望ましい。その際、公募参加者から提出された当該海域に係る公募占用計画の策定に直接関わった者や公募参加者と利害関係を有する者等は、公募の公平性の観点から意見聴取対象から除外する必要がある。

また、公募においては、地域との調整が評価基準とされているところ、公正な評価を行うためには、公募の期間中、公募による事業者選定手続の公平性、透明性又は競争性を阻害する態様によって公募参加者が地元関係者等と接触してはならないこととする。

※ 具体的には、以下のような方策が考えられる。

- ① 事業者が公募に参加する際に、公募の開始から終了までの間は、公募による事業者選定手続の公平性、透明性又は競争性を阻害する態様による地元関係者への接触を行わないことの宣誓書の提出を求める。
- ② これに違反したことが発覚した場合、①当該公募参加者の応募を無効とする、②当該公募参加者による公募への参加を一定期間認めないこととする等の措置を検討する。

【公募占用計画の評価】

事業実現性に関する要素 【120点】				
事業の実施能力 【80点】				地域との調整、地域経済等への波及効果 【40点】
① 業計画の迅速性 【20点】	② 事業計画の基盤面 【20点】	③ 事業計画の実行面 【20点】	④ 電力安定供給 【20点】	
<ul style="list-style-type: none"> ● 運転開始時期 ① = 基礎点 ※1 × ②③の評価点比率 ※2 ※1 運転開始時期に応じた点数 ※2 配点40点に対する比率 ただし、②③の合計点が、配点（40点）の5割未満の場合、①は0点	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業実施体制・実績 【6点】 ● 資金・収支計画 【14点】 	<ul style="list-style-type: none"> ● 運転開始までの事業計画 【16点】 ● 運転開始以降の事業計画 【4点】 	<ul style="list-style-type: none"> ● サプライチェーンの強靱性等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係行政機関の長等との調整能力 【10点】 ● 周辺航路、漁業等との協調・共生 【10点】 ● 地域経済への波及効果 【10点】 ● 国内経済への波及効果 【10点】
+				
供給価格 【120点】				
● 供給価格の額				

3) 通知（本法第15条第6項）

経済産業大臣及び国土交通大臣は、公募占用計画の審査、評価により選定事業者を選定したときは、選定された者及び選定されなかった者に対しその旨を通知する。また、選定の結果及びその理由について、速やかにホームページへの掲載その他適宜の方法により公表するものとする。

選定結果等の公表内容は、以下を基本とする。

【選定結果公表時の公表内容】

ア. 選定事業者/非選定事業者のいずれについても以下を公表

- i) 事業者名、構成員名
- ii) 事業計画概要（発電設備出力、基数、風車機種、運転開始予定時期）
- iii) 評価点（価格点、事業実現性評価点）、事業実現性評価点の内訳及び講評

イ. 選定事業者は、ア. に加えて、事業計画の要旨として以下を公表

- i) 供給価格
- ii) 事業実施体制
- iii) 工事計画（スケジュール、利用する港湾名、港湾利用スケジュール）
- iv) サプライチェーン形成計画の概要
- v) 地域共生策の概要、地域・国内経済波及効果

4) その他（選定事業者の辞退等）

選定事業者の辞退等については、法律上は特段の定めはなく、経済産業大臣及び国土交通大臣は、認定前に選定事業者の繰上げが発生しないよう慎重に事業主体の選定を行うことが望ましい。

ただし、選定事業者の公募占用計画に不備があった場合又は選定事業者が辞退した場合には、あらかじめ公募占用指針に定めた上で、適切な候補者がある場合には、他の参加者を繰り上げて選定事業者とする。

選定事業者が公募占用計画の認定後に事業中止を決定した場合は、中止理由を確認の上、改めて公募の実施の是非を検討し、必要に応じ、再度公募を行うことが望ましい。

2. 調達価格等の決定及び公募占用計画の認定（本法第16条及び第17条）

経済産業大臣は、公募の結果を踏まえ、選定事業者における発電設備に係る基準価格及び交付期間又は調達価格及び調達期間を定め、これを告示する。

また、経済産業大臣及び国土交通大臣は、選定事業者の選定後、公募占用計画が適当である旨を認定し、認定したときは、認定を受けた公募占用計画の概要、認定した日及び認定有効期間並びに指定した促進区域内海域の占用の区域及び占用の期間を公示する。

(1) 基準価格及び交付期間又は調達価格及び調達期間（本法第16条）

経済産業大臣は、公募占用指針に従い、公募の結果を踏まえ、選定事業者における発電設備に係る基準価格及び交付期間又は調達価格及び調達期間を定め、これを公示する。

(2) 公募占用計画の認定（本法第17条第1項）

経済産業大臣及び国土交通大臣は、選定事業者を選定し、その旨の通知後、選定事業者が提出した公募占用計画が適当である旨の認定をするものとする。

(3) 認定有効期間等の公示（本法第17条第2項）

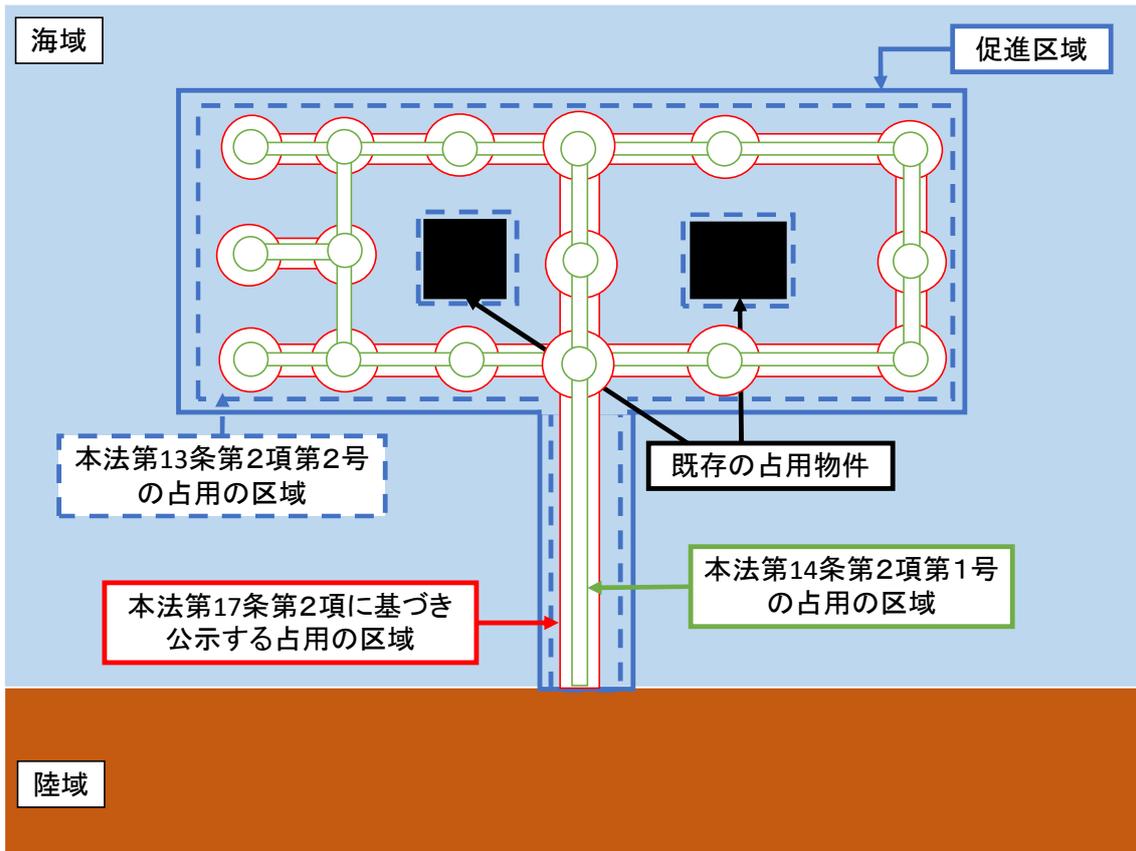
経済産業大臣及び国土交通大臣は、公募占用計画を認定したときは、当該認定を受けた公募占用計画の概要、当該認定をした日及び認定有効期間並びに指定した促進区域内海域の占用の区域及び占用の期間を公示する。

なお、本規定に基づき公示する促進区域内海域の占用の区域には、占用許可が必要な区域（本法第14条第2項第1号に規定する公募占用計画における促進区域内海域の占用の区域）に加え、発電設備の設置や維持管理に必要な区域を勘案して指定する

こととなる。

また、ここで指定する区域の全てが占有を許可する区域とはならないものの、本法第19条第3項の規定により、選定事業者以外の者が占有許可の申請ができない区域となることに留意して、指定する区域は必要最小限にすべきであり、また、建設段階や維持管理段階に応じて指定する区域を柔軟に変更することを考慮すべきである。

【本法第17条の規定に基づき公示される区域等のイメージ】



3. 公募占有計画の変更等（本法第18条）

経済産業大臣及び国土交通大臣は、選定事業者から認定公募占有計画の変更の認定の申請があったときは、本法第18条第2項に定める基準に適合すると認める場合に限り、変更の認定をする。

なお、経済産業大臣及び国土交通大臣は、公募占有計画の変更の認定に当たっては、発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施を可能とするために最も適切な者を選定したことを踏まえ、公募の公平性を損なうこととならないように留意することが必要である。

(1) 認定公募占用計画の変更（本法第18条第1項）

公募占用計画の認定後、選定事業者において、各種調査、関係者調整等を実施した上で、詳細な事業計画を策定した結果、認定公募占用計画を変更せざるを得ない場合が想定される。

認定公募占用計画の変更にあたっては、経済産業大臣及び国土交通大臣の認定を受けなければならない。経済産業大臣及び国土交通大臣は、変更の認定の申請があったときは、本法第18条第2項に定める基準（変更後の公募占用計画が本法第15条第1項第1号から第3号までに掲げる基準を満たしていること、当該変更について洋上風力発電に係る技術の向上など公共の利益の一層の増進に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があること）に適合すると認める場合に限り、変更の認定をする。

ただし、本法第18条第1項ただし書及び本法施行規則第7条により、認定公募占用計画に係る工事の時期の変更のうち、工事の着手又は完了の予定年月日の3か月以内の変更など、認定公募占用計画の実施に支障がないと経済産業大臣及び国土交通大臣が認める変更については、公募占用計画の変更の認定を受ける必要はない。

(2) 変更を認める場合の基準（本法第18条第2項）

経済産業大臣及び国土交通大臣は、選定事業者から計画変更の認定の申請があったときは、本法第18条第2項第1号及び第2号で規定する基準に適合すると認める場合に限り、変更の認定をするものとする。

なお、認定公募占用計画は、公募に基づく審査及び評価を経て認定されたものであり、公募占用指針に定める事項及び評価の基準に照らし、審査及び評価の結果が下がる方向での変更は好ましくないため、その変更理由が真にやむを得ないものであるか確認することが必要である。

また、変更の認定の判断にあたっては、本法第18条第2項第1号及び第2号で規定する基準に適合することが明らかでない場合など、必要に応じて学識経験者又は第三者委員会の意見を聴取することとする。

1) 本法第15条第1項第1号～第3号に掲げる基準への適合（本法第18条第2項第1号）

経済産業大臣及び国土交通大臣は、変更後の公募占用計画が本法第15条第1項第1号から第3号までに掲げる基準を満たしていることを確認する。

① 公募占用指針に照らし適切なこと（本法第15条第1項第1号）

本法第13条第2項に規定する公募占用指針に定められる各項目について、以下のように明らかに公募占用指針の求める事項に合致していない公募占用計画への変更は認定しない。

- ー 占用の区域及び期間が公募占用指針の記載に適合しない公募占用計画への変更
 - ー 発電設備の構造や工事实施の方法、維持管理方法等が示されていない公募占用計画への変更
 - ー その他事業実施体制、許可条件への対応について、発電事業の確実な実施が難しくなると考えられる公募占用計画への変更
- ② 本法第10条第2項に該当しないこと（本法第15条第1項第2号）
- ー 促進区域内海域の利用若しくは保全又は周辺港湾の機能の維持に著しく支障を与える可能性のある公募占用計画の変更は認定しない。
- ③ 発電設備及びその維持管理の方法が経済産業省令・国土交通省令の基準に適合していること（本法第15条第1項第3号）

2) 公共の利益の増進又はやむを得ない事情（本法第18条第2項第2号）

第2の基準として、経済産業大臣及び国土交通大臣は、当該公募占用計画の変更をすることについて、公共の利益の一層の増進に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があることを確認する。

公共の利益の一層の増進としては、例えば、新たな技術的知見により工事实施の方法等の変更が妥当な場合、技術革新等により発電設備等の変更が妥当な場合、サプライチェーンの強靱化の観点から公募占用計画の評価における電力安定供給の点数が高くなる場合などが考えられる。やむを得ない事情としては、例えば、風車メーカー側からの契約解除の申出等の一定の要件を満たした場合における主要製品の変更など、事業継続のために公募占用計画の変更が不可欠な状況が生じていることが考えられる。

ただし、これらの場合であっても、公募占用指針に定める事項及び評価の基準に照らし、公募占用計画の審査及び評価の結果が下がらないよう最大限の取組がなされることが前提である。

また、港湾利用スケジュールの変更については、他の事業者の事業計画に支障を与えるなど公募の公正な実施に支障を及ぼす場合には、公募占用計画の変更を原則認定しないこととする。

(3) 認定公募占用計画の変更内容の公示（本法第18条第3項）

経済産業大臣及び国土交通大臣は、公募占用計画の変更の認定をしたときは、当該認定を受けた公募占用計画の概要、認定をした日、認定有効期間並びに指定した促進区域内海域の占用の区域、占用の期間及び変更の内容について公示しなければならない。

(4) 軽微な変更についての変更の届出（本法第 18 条第 4 項）

前記のとおり、認定公募占用計画に係る工事の時期の変更のうち、工事の着手又は完了の予定年月日の3か月以内の変更など、認定公募占用計画の実施に支障がないと経済産業大臣及び国土交通大臣が認める変更については、公募占用計画の変更の認定を受ける必要はない。もつとも、選定事業者が軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣及び国土交通大臣に届け出なければならない。

第4章 占用公募を行った場合における占用許可

1. 選定事業者及び国土交通大臣の義務（本法第19条）

選定事業者は、認定公募占用計画に従い、発電設備の設置及び維持管理を行わなければならない。

本規定に違反することなく選定事業者から認定公募占用計画に基づき促進区域内海域の占用の許可の申請があった場合においては、国土交通大臣は当該許可を与えなければならない。

なお、占用の許可の期間中であっても、認定公募占用計画に従った発電設備の設置や維持管理が実施されず、経済産業大臣及び国土交通大臣により公募占用計画の認定が取り消された場合にあつては、占用の許可も取消しとなる。

(1) 選定事業者の責務（本法第19条第1項）

選定事業者は、本法第19条第1項の規定により、認定公募占用計画に従って、発電設備の設置及び維持管理を行わなければならない。

そのため、選定事業者は、認定公募占用計画に記したスケジュール等に従って設置工事等に必要となる各種調整及び調査設計等を実施し、認定公募占用計画に記した工事实施の方法等に従って発電設備の設置及び維持管理を行うことが必要となる。

この義務を履行していない場合、例えば、選定事業者が発電設備の設置工事を実施するまでの準備段階において、認定公募占用計画に記載した必要な業務を実施していないことによる遅延が生じ、その結果、当該計画に記載した時期に工事を実施することができないことが確認された場合には、経済産業大臣及び国土交通大臣は本法第21条の規定に基づき公募占用計画の認定を取り消すことができる。

しかしながら、やむを得ない事情により遅延した場合など本法第18条に規定する基準に適合する場合にあつては、選定事業者からの申請により当該計画の変更の認定がされるため、経済産業大臣及び国土交通大臣は、取消しの判断に当たっては、遅延した経緯等を事前に確認することとする。

(2) 占用許可及び占用料（本法第10条第6項及び第19条第2項）

1) 占用許可（本法第19条第2項）

国土交通大臣は、選定事業者から認定公募占用計画に基づき促進区域内海域の占用の許可の申請があった場合においては、占用の許可を与えなければならない。

ただし、選定事業者が本法第19条第1項の規定（上記(1)）に違反したとき又は偽りその他不正な手段により公募占用計画の認定を受けたことが判明したときに、経済産業大臣及び国土交通大臣が本法第21条の規定により当該認定を取り消した場

合にあつては、占有を許可する必要はなく、また、占有の許可の期間中であっても、本法第21条第3項の規定により占有の許可の効力は失われることとなる。

なお、第2章2.(1)2)に記載のとおり、一定の要件に該当する場合、本法第10条第1項に基づく占有許可の更新が認められることがあり得る。選定事業者が認定有効期間終了後における促進区域内海域の占有の許可の更新を希望する場合は、公募占有指針に記載された維持管理、撤去の方針に沿った新たな占有計画（占有の期間を含む。）を国土交通大臣に提出し、国土交通大臣は適切に占有許可期間を審査した上で占有の許可を与えるものとする。

2) 占有料（本法第10条第6項）

国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、促進区域内海域の占有等の許可を受けた者から、占有料又は土砂採取料を徴収することができる。占有料の額は公募占有指針を公示するまでに示すこととする。

① 占有料の単価

占有料の単価については、国や都道府県の海域占有料、欧州における占有料の算定例等を参考にしつつ検討する。

② 占有料の算定方法

占有料について、発電設備（変電設備等を含む。）については、発電設備の投影面積（又は浮体の占有面積）に基づき、送電ケーブル及びチェーンについては、送電ケーブル及びチェーンの長さに基づき算定することが考えられる。

3) 選定事業者以外の占有の禁止（本法第19条第3項）

選定事業者以外の者は、本法第19条第3項の規定により、経済産業大臣及び国土交通大臣が選定事業者の公募占有計画の認定をしたとき（当該計画の変更の認定をした場合を含む。）に公示した占有の期間内においては、併せて公示した占有の区域については、占有の許可の申請をすることができない。

第5章 地位の承継、認定の取消し

1. 地位の承継（本法第20条）

本法第20条に基づき、選定事業者の一般承継人又は発電設備の所有権等を取得した者は、経済産業大臣及び国土交通大臣の承認を受けて、選定事業者が有していた公募占用計画の認定に基づく地位を承継することができる。

ただし、地位の承継の承認に当たっては、発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施を可能とするために最も適切な者を選定したことを踏まえ、公募の公平性を損なうこととならないように留意することが必要である。

本法第20条に基づき、下記の(1)又は(2)に掲げる者は、経済産業大臣及び国土交通大臣の承認を受けて、選定事業者が有していた公募占用計画の認定に基づく地位を承継することができる。

選定事業者から、本制度に基づく地位の承継の申出があった場合は、経済産業大臣及び国土交通大臣は、公募占用計画の審査及び評価の基準となる事業実施体制の変更に該当することに鑑み、地位を承継する者が認定公募占用計画に従って、平素における維持管理や非常時における対応等を適切に実施できる体制を整えているか等、促進区域内海域の利用若しくは保全又は周辺港湾の機能の維持等に支障がないか、公募占用指針に定める事項及び評価の基準に照らし、審査及び評価の結果が下がる方向での変更とならないか等の観点に留意し、審査することが必要である。

なお、地位を承継するに当たっては、事業者の変更に伴う変更箇所以外については、原則として従前の認定公募占用計画を変更せずに承継すべきものとする。

(1) 選定事業者の一般承継人（本法第20条第1項第1号）

経済産業大臣及び国土交通大臣は、相続・合併・分割により、選定事業者が有していた全ての権利・義務を一括して承継した者については、事業実施体制に関する審査及び評価の基準に照らし、適切な事業の実施が見込まれるとともに、公募の公平性が損なわれることがない限りにおいて、その承継を承認することとする。

(2) 発電設備の所有権等を取得した者（本法第20条第1項第2号）

選定事業者から、認定公募占用計画に基づき設置及び維持管理が行われ、又は行われた発電設備の所有権その他当該発電設備の設置及び維持管理に必要な権原を取得した者について、経済産業大臣及び国土交通大臣は、事業実施体制に関する審査及び評価の基準に照らし、適切な事業の実施が見込まれるとともに、公募の公平性が損なわれることがないこと、また、事業者の変更に伴う変更箇所以外の事項については一

切変更をしない限りにおいて、その承継を承認することとする。

2. 計画の認定の取消し（本法第21条）

経済産業大臣及び国土交通大臣は、選定事業者が認定公募占用計画に従って発電設備の設置及び維持管理を実施していない場合、また、偽りその他不正な手段により計画の認定を受けたことが判明した場合には、当該計画の認定を取り消すことができる。

経済産業大臣及び国土交通大臣は、本法第21条第1項に基づき、下記に掲げる場合には、公募占用計画の認定を取り消すことができる。

- ① 選定事業者が本法第19条第1項の規定に基づき発電設備の設置及び維持管理を実施していないとき
- ② 選定事業者が偽りその他不正な手段により計画の認定を受けたことが判明したとき

当該規定に基づき認定を取り消した場合、認定公募占用計画に基づき与えられた促進区域内海域の占用許可は、その効力を失うこととなる。なお、経済産業大臣及び国土交通大臣は、取消しの判断に当たっては、選定事業者にやむを得ない事情がないかなどを事前に確認することとする。

第6章 罰則

1. 罰則（本法第31条及び第32条）

公募占用計画の認定に関し、当該認定を受けようとする者に談合を唆すこと、当該認定に係る公募（以下「占用公募」という。）に関する秘密を教示すること又はその他の方法により占用公募の公正を害すべき行為を行った国の職員は、本法第31条の規定に基づき罰則の対象となる。

また、偽計又は威力を用いて占用公募の公正を害すべき行為をした者及び占用公募につき公正な価額を害し又は不正な利益を得る目的で談合した者は、本法第32条の規定に基づき罰則の対象となる。

占用公募及び公募占用計画の認定においては、手続の公正性を確保する必要がある。

そのため、国の職員が、公募占用計画の認定に関し、その職務に反し、当該認定を受けようとする者に談合を唆すこと、占用公募に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、占用公募の公正を害すべき行為を行ったときは、本法第31条の規定に基づき、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処せられる。

また、偽計や威力を用いて、占用公募の公正を害すべき行為をした者及び占用公募につき公正な価額を害し又は不正な利益を得る目的で談合した者は、本法第32条の規定に基づき、3年以下の懲役若しくは250万円以下の罰金に処せられ、又はこれを併科される。

第7章 本運用指針の補足

1. 運用指針の補足

事業者の予見可能性を可能な限り高めるため、特に、全国で統一的に周知すべき事項がある場合など、本運用指針の補足等がある場合は、経済産業省及び国土交通省は、関係省庁の所管に関する事項については関係省庁と相談の上、ホームページ等において周知することとする。

別紙 参加資格

申請者は次に掲げる要件を満たす企業又は複数の企業で構成する連合体（以下「コンソーシアム」という。）とする。

本公募の参加資格は、以下（１）から（３）の要件を全て満たすこととする。

- （１） 公募占用計画が、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成 24 年経済産業省令第 46 号）第 5 条（第 1 項第 2 号、第 2 号の 2、第 8 号の 2、第 8 号の 5 から第 10 号の 3 及び第 10 号の 4 から第 12 号の 2 並びに第 2 項第 2 号、第 5 号から第 7 号の 3 及び第 9 号を除く。）及び第 5 条の 2 第 3 号に規定する基準に適合するものであること。この場合において、「認定の申請」とあるのは「公募占用計画の提出」と、「再生可能エネルギー発電事業計画」とあるのは「公募占用計画」と読み替えるものとする。
 - （２） 申請者が、次のいずれにも該当する者であること
 - ① 国内法人（国内に本店又は主たる事務所を有する法人）であること（公募参加者がコンソーシアムであるときは、その構成員の全てが該当すること）
 - ② 国内外における海洋土木工事の実績（国内実績の場合は港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事、港湾等鋼構造物工事に該当する工事で、公募開始の日前 10 年以内に行われた実績に限る。）があること（申請者以外の協力企業が実績を有している場合も含む。）
 - ③ 事業実施のための資金的裏付けがあること
 - （プロジェクトファイナンスを利用する予定の場合）
金融機関のプロジェクトファイナンスの融資実績及び LOI 等があること
 - （自己資金等による予定の場合）
以下の内容が記載された事業者名義の誓約書があること
 - イ）事業実施を自己資金で行うことへの本誓約に必要な社内手続を経ていること
 - ロ）また、外部からの資金調達を一部又は全部の資金の前提とする場合は、調達方法、調達先との検討状況、今後必要となる手続
- （３） 申請者が、公募占用計画の提出期限の日から選定結果公表の日までの期間に、次のいずれにも該当しない者であること（公募参加者がコンソーシアムであるときは、その構成員の全てが該当しないこと）
 - ① 本法、再エネ特措法又は電気事業法の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、

その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

② 法人であって、その役員のうち①に該当する者があるもの

③ 次のいずれかに該当する者

イ) 次の申立てがなされている者

a 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て

b 会社更生法第17条の規定による更正手続開始の申立て

c 民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立て

ロ) 経済産業省本省及び国土交通省本省により、現に指名停止措置を受けている者

ハ) 協議会に参加している都道府県及び市町村から現に指名停止措置を受けている者

ニ) 法人税の滞納者

ホ) 公募に参加しようとする他の者との間に資本関係、人的関係がある者

ヘ) 次に該当する者

a 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者

b 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

c 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

d 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

e 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

f 暴力団員である事を知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用している者

ト) 次のいずれかに該当するとして経済産業省及び国土交通省から参加資格を認めないこととされた者

a 本法第21条に基づき経済産業大臣及び国土交通大臣に公募占用計画の認定の取消しを受けた者

b 促進区域の指定のため、系統の提供を希望したにもかかわらず、公募において他の事業者が選定された際に、合理的な理由なく当該事業者が自ら確保した系統を承継しなかった者

- c JOGMEC がサイト調査（風況・海底地盤・気象海象）を実施した地域において、JOGMEC から調査成果の情報提供を受け、その後選定事業者となったにもかかわらず、合理的な理由なく期日までに JOGMEC に対して調査費用相当額の支払を行わなかった者
- d 国による促進区域指定のための情報収集において事業者が国に提供したデータに偽造等があった者
- e 公募の開始から終了までの間に地元関係者等への接触を行い、本事業に係る公募による選定手続の公平性、透明性又は競争性を阻害した者
- f 公募占用指針に規定する保証金納付規定を遵守しなかった者
- g その他公募の参加を認めるべきでない行為を行った者